

政治資金監査の質の向上について

～平成 27 年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組における都道府県選管等からの報告への対応（案）～

1 個別の指導・助言の要否等

(1) 確認項目に関するもの

すべて個別の指導・助言の対象。

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人に対して、12月下旬以降、個別に指導・助言文書を送付。

(2) 確認項目以外に関するもの

① 政治資金監査報告書に係るもの

確認項目に関する報告の取扱いとのバランスに鑑み、都道府県選管等から指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って、個別の指導・助言の対象。

② 収支報告書に係るもの

政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられるもの、政治資金監査制度への国民の信頼に深刻な影響を及ぼしかねないと認められるもの等については、個別の指導・助言の対象。

2 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組の結果については、これまでと同様、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、以下のような方法により関係者に対して周知を図っていく。

(1) 登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対する周知文書の送付や委員会ホームページでの本取組に係る特設ページの開設

(2) 都道府県選管に対する周知

個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供等

(3) 関係士業団体に対する周知

会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼

(4) フォローアップ研修における対応

逸脱事例について研修テキストで取り上げ、研修参加者に説明